

ついで法名の「道善」と「道喜」はいずれが正しいで

あろうか。図田帳写しの諸本より「道善」いう法名の人

野津原氏を名乗る者で、竈門氏とは無関係である。残る

泰」の二人がいる。能泰のほうは、大友三代頼泰の弟で

物を探すと、「竈門又太郎貞継」と「大炊三郎蔵人能

「道善」は「竈門又次郎貞継」にほかならない。 さらに、「道喜」は誤りで「道善」が正しいことは、

塔の台座銘が決定的な証明となるのである。

御霊社にある竈門氏墓地の「沙弥道善」と刻まれた五輪

鎌倉遺文

「豊後国大田文の伝写過程と現存写本」渡辺澄夫先

生古希記念事業会編『九州中世社会の研究』

◎火男火売神社由来記

別府温泉の守り神

火売神社の位置は別府市大字鶴見九四八番地 火男火売神社の事 安

部 作 男

本殿以下六棟

一、境内地 二九一五坪〇六

二、建 物

◎氏子は氏神と歴史的関連をもつ地区(氏子区域と云 は十二回。

三、祭儀及び行事、例祭十月十七日その他年中祭儀

その神社を信仰崇敬し、その維持について義務を負う者 い、当神社の区域は別府市大字鶴見全域である)に住み

組、中組(現火売町)北中組、以上である。 組(現鶴見町) 十ケ村あって、明礬組、小倉組、竹の内組、大畑組、原 と成っている。江戸時代から続いている氏子の集落が、 馬場組、森山組(現新別府町)実相寺

火を含又物なしと。件の伝を以て、山の霊は火産霊神な 御体より化り、天香山を始め磐群木草海水の底に至まで 神退玉ひしかば伊邪那伎神怒り坐て斬り玉ふ。火結神の

火給神を生玉ふ。此時、伊邪那美神、御蕃登を焼えて、

(三代実録)

神に対して、朝廷(仁明天皇)から徒五位下を授けられ ◎嘉祥二年(西曆八四九年)六月一日、火男、火売二

る事を知られたり。

た。(続日本後紀)

重が勅命によって火売神社の別当職に兼補せられたとい 文徳天皇の御代(八五〇~八五八)当地の豪族鶴見為

館の跡を瓦屋敷と呼び字名にも残れり。 郷内に居館を構えたという。 う。なお、同氏の祖秀澄は、天応元年(七八一)に鶴見 (鶴見氏譜系図) その居

◎貞観九年(八六七)一月二十日、鶴見山が噴火をし

東稙田)西寒多神社、速見郡(大分郡湯布院)の字奈岐

当神社の起源は極めて古いわけである。また別府温泉は つまり山そのものが神と考えられていたのであるから、

鶴見の二峯(男嶽、女嶽)を神格化したものである。

これによってわかるように火男、火売二神は、火の山

社も式内社に列した。豊後国では火売神社のほかに直入 式内社」・「式内社」・「官社」などとよんだ。火売神 り、神祗官、もしくは国司から奉幣に預る神社を「延喜 その「神名帳」に記載されて、毎年二月の新年祭に当 ◎延長五年(九二七)「延善式」五十巻ができた。

鶴見火山のおかげで湧出しているのであるから、当社の

47

御祭神は別府温泉の守り神ということが出来る。

郡の建男霜凝日子神社(嫗嶽大明神)大分郡の(大分町

日女神社、海部郡(北海部郡佐賀関町の早吸日女神社

(関の権現様)など合計五社が式内社に列していたにす

証明が出来る。(以上火男火売神社年表より)ぎない。これによって火売神社が「高神様」であったか

◎弘安十年(一二八七)八月に、神官の加藤氏の先

園屋敷に居館を建て住居す。(加藤氏系図)組が加藤兼定といい讃岐国から火売神社に来たりて、宮

弘安の頃は火売神社の土地は十五町余の神領を有して

記載されている(弘安図田帳)もあり代々大友氏が火売いた。この当時、比叡山延暦寺の地頭、大友兵庫入道と

一)久留島康親が伊予来島から玖珠郡森に入城してからその後、大友氏が滅亡して、慶長六年二月(一六〇

神社の関りを持つ事にも成った。

迄続いて火売神社も久留島氏の恩厚を受けて来た。は大字鶴見(鶴見千石)は久留島領の飛地となり、明治

神社に献詠した長歌を左に記す。◎江戸時代に豊前中津の国学者の渡辺重名が、火売

神の守れる天飛や、鶴見の山ゆ、出るゆの、

天地はあやしきものか、火男の神、火売の神の二柱、

ゆあみするみは、ゆと云は、比二神の御霊とも、ここにかしこに遊あみして、世の人皆の病をし、

是そ痴人、おのが身に、鳥に獣にものいはぬ、佛ほさつのなすわざと、あらぬ事もて呼人は

しらでこちたき西の辺に、生きたる人のよしもなき、

物みな神の御魂にて、くしきみわさは神わさと、竹木に石に千万の、天と地との中に生、

仰きかしこみ御湯の神、温泉の神と玉くしげ、

比二神と大己貴、少名御神の御霊そと、

三代の御門の実なる、書を録せし大みふみ、おもひ貞めて観と云、年にしるせし天皇の、

見る人皆もみぬ人も、千年むかし思い出て、

つかへまつらなかくしあらば、いやます、にゆけむりのわか日本の真心の、すくなる道に立帰り、

事見千三代実録貞観九年丁亥二月廿六日の条

従五位下、藤原重名

さかえつゆかむ天の益人

詠豊後国速見郡温泉長歌

資料、新別府町五組、永野金次郎氏蔵書

(原文のまま)

「式内火男火売り神社記」

明治五年、神職・加藤兼足

当今ノ社ヨリ距ル事、二十町程ノ山腹ニ、元祠の趾ア

ト云フ。其ノ上ニ祭礼ノ節、市ヲナセシ趾アリ。り。今ニ至ル迄、民挙テ元宮ト称ス、其ノ下ヲ、元宮谷

市恵比寿ノ石体、今猶存セリ。此ノ市恵比寿ノ事、

り。鶴ノ足趾ナドヲ刻セシ石アリ。リ。其ノ下ヲ鶴ノ台ト称ス。此ノ地ハ神事ヲ行ノ趾ナ当国遠近ノ漁人共、皆知ル処ニテ、来リテ得魚ヲ祈レゴ晁上ヲノモケーと済在モリー・此ノ朮見上ヲノ専

祓川、其ノ下ニ流ル、祓田ノ趾此地ニアリ。

参拝ニ便ナラザルヲ以テカ。(以上)当今ノ社地ニ社ヲ遷セシハ、蓋シ、大宮司祠宮及ビ諸人

売神社関係の資料は、次のように成っている。(鶴見町八組の久士目輝氏の倉庫建直の折に発見した火

(原文のまま)

火男火賣神社 第五月明治十五年

久士目順三郎之世話致何年度事由帳

題□

神社二座者、遠く濫觴の源を知らすと雖、□しく惟るに、我速見郡鶴見村に鎮座在ます、火男火賣

位下授、とありて其位田の地を、天子より賜り、弘安五位下、又、清和天皇、貞観九年八月十六日、並正五

仁明天皇、嘉祥二年六月奉に授、豊後国火男火咩神並従

地は、今猶存せり、寛永年中、久留島氏當郡を領せらるしも同氏滅亡の後、社領終に没収しぬれば、其位田の以後、連綿として大友氏の頃までは、尚當国の大社なり

又、朝廷の古へに□りて宮有地に帰せり、而して社格修繕の費途に奉せし處、明治維新の今日に至りて者、

るに 及て、田若チ反、山林若干丁を寄附して、祭祀、

焼亡して造営未だ成らず、夫れ敬神愛国は當今の朝旨は縣社に列せらる、續て七年十一月の火災に社殿残らず

祭政一致は、皇国の舊典、敬神即ち愛国なれば、苟くも

図田帳にも鶴見社御神領十五町余と見へたり。

かかる警児の尊き御神こましまして、今日殺字の「――・」

る豈に徒手して拝観するに忍んやかかる著明の尊き御神にましまして、今日殿宇の荒廢す

写書立管り一及へ算象の宮午に書て、音、写集の力に書されども僅、この氏子徴力の反所にあらす、依りて、

せす、眞誠の寄附ありて造營の力を助け賜は、直に氏子ふになん冀くは四方及諸君、金殼を問はず、多寡を論再建並管内一般へ募縁の宮許を得て、普く寄進の力を請

直江重治 在印を祈むと云ふこと爾り。

の幸福のみならず、神慮を安く奉りて長く国家の呵護

安水县安斯 在日本

松川義八 在印安部得兵衛 在印

ための研究だったようです。

(以後略)

火壳神社年表 加藤氏系図統日本後紀 三代実録

参考資料

(1977年) 1977年 | 1977年

半田康夫氏火壳神研究控 玖珠郡誌 久士目家文書

豊後浄瑠璃への挑戦

野清文

牁

方言は、標準語が国家統一の手段に用いられるように現在進行形を適確にあらわす言葉はないといわれます。「降りよる」「降っちょる」という郷土の方言ほど、

レッテルが貼られてきました。そのため、汝言研究まもなって以来、国家統一を妨げる「悪しきことば」という

環として、言葉そのものを解剖し標準語にかえてしまうっぱら「悪しきことば」を標準語に修正する手立ての一レッテルが貼られてきました。そのため、放言研究はも

50

た。方言の中から常民の文化構造、地方の固有性やその画期的な指針をあたえたのが柳田國男の「蝸牛考」でしこのような、方言を消し去るための方言研究に対し、

日の目をみるようになりました。

相互の関連を明らかにする新しい分野が開かれ、方言が

域の風土や歴史に育まれ、生活語として親しまれてきた

今日、マスコメディアにより言語の画一化が進み、地